



議案第一号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年一月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年壹月拾壹日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

三朝町老人居室等整備資金 貸付事業特別会計	老人居室及び障害者住宅 整備資金貸付事業
--------------------------	-------------------------

を

に改める。

三朝町老人居室等整備資金 貸付事業特別会計	老人居室及び障害者住宅 整備資金貸付事業
三朝町老人保健特別会計	老人保健医療給付事業

第二条の表中

三朝町老人居室等 整備資金貸付事業 特別会計	他会計繰入金、町債 貸付金運用収入その 他諸収入金	貸付金、町債の元利 償還金その他諸支出 金
------------------------------	---------------------------------	-----------------------------

を

三朝町老人居室等 整備資金貸付事業 特別会計	他会計繰入金、町債 貸付金運用収入その 他諸収入金	貸付金、町債の元 利償還金その他支 出金
三朝町老人保健特 別会計	社会保険診療報酬支 払基金交付金、国県 支出金、一般会計繰入 金その他諸収入金	老人保健の事業費 その他諸支出金

に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年二月一日から施行する。